

将来の町の農業・農地について話し合う「地域農業懇談会」

園産業課農政班 ☎84-1215

町では、地域の将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画」を令和7年3月に策定しましたが、地域計画の実現に向けた話し合い(計画の変更・更新等)を行うため、次のとおり地域計画の変更に向けた「地域農業懇談会」を開催します。

対象 町内で耕作している方、農地を所有している方、新規就農希望者、今後農地の拡大・集約化を検討している方等。

※原則として町内の利害関係人に限ります。

とき	時間	ところ	地区
10月2日(木)	午後6時～	町民会館 大ホール	日吉地区
10月7日(火)			南条地区
10月8日(水)			白浜地区
10月16日(木)			東陽地区
10月21日(火)		文化会館 集会室	上堺地区
10月22日(水)			横芝地区
10月24日(金)			大総地区

※事前申込不要

第3次横芝光町総合計画に関するパブリックコメントを募集します

企画企画空港課企画政策班 ☎84-1279 ☎84-2713 ✉kikakuko@town.yokoshibahikari.chiba.jp

令和8年度から15年度までの8年を期間とする、第3次総合計画の作成を進めています。

この度、第3次総合計画の基本構想(令和8年度～15年度)及び前期基本計画(令和8年度～11年度)の素案がまとまりましたので、みなさんからのご意見を募集します。

募集期間 9月3日(水)～10月2日(木)

閲覧場所

- ①町ホームページ
- ②企画空港課窓口

意見を提出できる方

- ①町内に住所を有する方
- ②町内に事務所または事業所を有する個人と法人、その他の団体

意見の提出方法

- ①Eメール
- ②F A X
- ③郵送・持参 〒289-1793 横芝光町宮川11902
横芝光町役場企画空港課

※意見書の様式は、町ホームページや閲覧場所に用意してあります。

※電話での受け付けはできません。

結果の公表

- ①意見は内容ごとに整理・分類し、町の考えとともに町ホームページと企画空港課窓口で公表します。
- ②ご意見に対し、個別の回答はしません。
- ③住所、氏名等の公表はしません。

定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

企画税務課住民税班 ☎84-1212

所得税及び個人住民税において、定額減税で減税しきれないと見込まれる方に行った、令和6年度定額減税補足給付金(調整給付金)に不足が生じる方に対して、その差額を追加で支給します。

対象者

令和7年1月1日に町内に住民登録があり、次の「不足額給付1」または「不足額給付2」に該当する方。

ただし、令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

●不足額給付1

令和6年分所得税等が確定した時点で算定した本来給付すべき額と、令和6年度定額減税補足給付金(調整給付金)算定時の給付額との間で不足が生じる方

●不足額給付2

「不足額給付1」の対象者以外で、次の3つの要件をすべて満たす方

- ①令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税所得割(いずれも定額減税前)が0円で、本人として定額減税の対象外である。
- ②税制度上「扶養親族」の対象外で、扶養親族としても定額減税の対象外である。
※例 ・青色事業専従者、事業専従者(白色)の方
・合計所得金額が48万円を超えている方
- ③令和5年度または令和6年度の低所得世帯向け給付対象世帯の、世帯主もしくは世帯員ではない。

支給手続等

7月中旬から、順次対象となる方へ案内を送付しています。給付対象と思われる方で、町から案内が届かない場合は、申請により審査しますので、税務課へお問い合わせください。

手続期限 10月31日(金) ※当日消印有効
※期限までに手続が完了しない場合は、本給付金を受給できません。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。



↑町ホームページ
はこちら